事 前 評 価 調 書

I 事業概要									
事	業名	交通安全施設等整備事業(歩道設置工事)							
地	区名	一般県道 津島七宝名古屋線							
事	業箇所	あま市七宝町下之森							
事業のあ らまし		本路線は、名古屋市と津島市を結ぶ東西交通の幹線道路であり、自動車交通量が非常に多いため、通学路の本路線横断箇所に横断歩道橋が設置されている。しかしながら、横断歩道橋の昇降口と本路線の歩道の間に歩行者スペースがなく、枝道の市道を通行し歩道にアクセスしていることから、通学児童等と車両が交錯し、非常に危険な状態になっている。そこで、2mの歩道(歩道までのアプローチ)を設け、交通事故の防止と通学児童等の歩行者の安全確保を図るものである。							
		【達成(主要)目標】							
事業目標		○交通事故の防止 ○通学児童等の歩行者の安全確保 【副次目標】 —							
+	* #	事業費		内訳					
争	業費	0.07億円		■工事費	費 0. 03 億円、■	用補費 0.03 億円	、■その他 0.01	億円	
事業期間		採択予定年	F度	平成	26 年度	着工予定年度	平成 26 年度	完成予定年度	平成 26 年度
歩道設置工事 L=20m									
II 評価									
①事業	1) 必要	非常	非常に多くの通学児童が横断歩道橋を利用するが、それらの歩行者と車両との交錯により 非常に危険な状態になっている。 したがって、歩行者と車両を分離するため、歩道を設置する必要がある。						
①事業の必要性	和中	-	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。						
任	判定	【理	【理由】 前述の通り、現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。						
②事業の実効性	1) 事業i 2) 地元 意形i	工程 区分 ※事 の合 地:	H26 調査・設計						
II	判定	-	۸	A : B :		画の実効性が期 画の実効性が期			
	十小人	Y-T	【理由】 十分な事業執行環境が整っており、事業計画の実効性が期待できるため。						

Ⅲ 対応方針

妥当

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

〇工事実施前後の歩行者の安全性の変化